

日本植民地財政史研究の方法をめぐって

平井廣一

I

1911（明治44）年、権太庁で庶務・水産・警務・交通・臨時建築の各課を統轄していた「第一部」の部長であった中川小十郎（1866—1944、のち台灣銀行頭取、立命館大学総長）は、同庁長官・平岡定太郎に「施政ノ参考ニ資センカ為」部下に命じて翻訳させた一冊の書物を献呈した。

『殖民地財政論⁽¹⁾』というのがその題名で編者は「米国経済学協会」とある。同協会に設けられた「殖民地事項調査会委員会」の報告（同書・第一章）には「該委員ハ先進各国ノ模範的殖民地ノ財政制度及ヒ経済状態ニ關スル充分ノ資料ヲ蒐集シ、此調査シタル資料ノ中ヨリ、ワカ合衆国新附ノ領土ニ採用シ得ヘキ一般的原則ヲ暗示スルノ徒爾ナラサル可キヲ思惟ス」とあるところからみて、同書は刊行二年前の1898年に米西戦争の結果アメリカ領となったフィリピン・グアム・プエルト=リコにどのような財政制度を施行すべきかという判断の参考資料として編まれたものであろう。目次に目を通すと、第二章 仏国殖民地ノ制度、第三章 独逸殖民地ノ財政制度、第四章 和蘭殖民地ノ財政制度と続き、以下伊太利・西班牙・丁抹領西印度・英領西印度・埃及の財政制度が調査されている。そして報告は次のようにいう。「如上名国殖民地制度ヲ精観シテ、ワカ委員ハ殖民地經營ニ應用ス可キ次ノ一般的原則ヲ決議シテ當路ニ呈出セリ、恐ク此中ニハ合衆国ニモ應用ス可キモノアル可シ」（傍点は筆者、以下同じ）。

この著作が刊行された世紀転換期は、帝国主義諸列強による植民地・従属地域をめぐる国際的規模での対立と抗争の時代であり、その渦中にいる諸列強はそうした情勢に耐えうるだけの政治的・経済的内実を固めねばならないのだが、とりわけ軍拡を中心とする帝国主義的諸対策を遂行するための資金的=財政的裏付けの確保こそが急務である。当然財政

構造は新たな画期をもって膨張＝再編過程に突入する一いわゆる帝国主義財政の成立である。そしてこの過程においては獲得した植民地にいかなる財政機構をつくりあげ、支配国のそれとどう関係づけるかということが重要な政策課題として提起されるのである。『殖民地財政論』もこの点に関わる調査報告なのであり、先にあげた「一般的原則」とは当時の主要植民地に採用されている財政制度なのだが、さしあたっては次の諸点が注目される。1. 殖民地の財政は本国財政の利益を目的として取扱ってはならない、2. 世界各国に分散している植民地を同一制度で支配せず、各国植民地はその地域にそれぞれ適合的な方法で支配せねばならない、3. 各植民地はできるだけ「自営自存」の道を選ぶこと。

ところで上記の「原則」を理想としつつ現実の日本植民地財政政策を批判した論稿が早くも1913年にあらわれている。小林丑三郎『殖民地財政論⁽²⁾』がそれであり、その2年後には『国家学会雑誌』に渡辺秀雄「我が國植民地財政政策概論⁽³⁾」が掲載されて当時の植民地の財政政策について財政学分野での関心の高さを示している。

小林がこの著作をあらわした動機は、1914（大3）年度以降台湾から本土へ移出される分の砂糖に課せられる消費税については、これを台湾総督府特別会計から一般会計へ移管するという大蔵省と台湾総督府との取り決め（明43年8月ごろ当局で内諾済）に対する非難であった。小林によれば、先の「一般的原則」の1こそ植民地の財政に適用されるべきなのであるが、このように当初植民地に所属していた歳入を本国財政に組み換えるのは断じて許すことができない施策である。何故ならこの施策は植民地政策の最終目標である「開発同化の効を積みて〔植民地を〕全然母国の経済に合体せしめ完璧の一大経済体を組成する」ための貨幣的＝財政的基礎を纂奪することになるからである。

このように小林は現実に行なわれている財政政策を論難した後、しかばと自問する。こうした「誤った」政策が行なわれる背後には何らかの制度的根拠があるに相違ない。こうして彼は日本植民地財政制度を「中央集権財政」と規定する。「集権財政」制度の下では、本国側の財政処分権が強力なために、植民地の財政は本国側の意のままにあやつられてしまうのである。小林が（そして渡辺も同様に）指摘する「中央集権」制度とは、具体的には次のような事実をさす。第一に植民地財政の予算審

議は本国議会が行うということ。例えば、明治43年9月30日公布勅令第406号「朝鮮総督府特別会計ニ関スル件」第3条には「政府ハ毎年朝鮮総督府特別会計ノ歳入歳出予算ヲ調製シ歳入歳出総予算ト共ニ帝国議会ニ提出スヘシ」とあるし、樺太庁（明40年3月同会計法制定公布）、関東都督府（同）、南洋庁（大11年3月）の各特別会計も同様の規定をもつ。第2に、植民地の租税法規は本国法の一部または全部がそのまま適用されるという事実。一例として台湾には1899年に「登録税法」の一部が、1910年には「織物消費税法」が施行されているのである。第3に、植民地は独自の関税域を有せず、本国のそれに包摂されていること。こうした制度に感を借りることによってはじめて、本国財政は台湾財政が本国財政から「独立」したのを幸いに、一步進んで砂糖消費税の一部移管を要求できた一小林はこう主張したのであった。

以上、若干の事例からではあるが、日清・日露戦後に成立した日本植民地財政をめぐる当時の財政学者の認識を跡づけてきた。ここでわれわれが注目しなければならないのは、彼らは現実に行われている財政政策に対する批判を研究の出発点にしたのであるが、「制度論」を重視する「伝統的財政学」派らしく、本国一植民地間財政関係を植民地の予算審議権のあり方や租税法規の適用形態といったきわめて具体的な財政制度にまで踏み込んで論じているということである。

この視角を強調するのは他でもない。それが実は、戦後の近代日本財政史研究の通史としては基本的文献としての地位を占め、明治維新から戦後までの日本財政の歩みのなかで植民地をとり扱っている研究としてはほとんど唯一のものといってよい鈴木武雄編『財政史⁽⁴⁾』（特にその第三章 帝国主義財政の形成＝吉田震太郎執筆）の抱える方法論的問題点を浮き彫りにしていると考えられるからである。同書は戦前の業績である大内兵衛『財政学大綱』第二編・経費論の第五章・所謂経費膨張の法則においてすでに指摘されていたところの、「十九世紀末より二十世紀初頭の世界列強の財政がもつ特色」である五大経費（軍事費・植民地經營費・産業助成費・社会政策費・公債費）の増加は「日本の財政にも現われていることは本邦（一般会計）歳出増減表を一瞥するも明白である⁽⁵⁾」という論点をそのまま受け入れつつ、植民地經營費の実体としての各種植民地特別会計の歳出の内容に若干ふれたものである。

日本財政史上、植民地経費が登場したことの意味を、帝国主義財政構造の日本における貫徹として把えたことは本書の特長であるが、同時にそうしたいわば帝国主義財政成立の一般論化は、植民地経費なり植民地財政が日本財政総体にいかなる形で組み込まれ、どのような機能をはたらしたのかという課題を追求する途を閉ざしてしまった。

そこでわれわれは、以下この課題に対して解答を与えるべく方法的立場を提示しなければならないが、基本的にはこれまで注目してきたいわゆる「伝統的財政学」が打ち出した諸論点を批判的に継承することが重要であろう。具体的には、第一に、当時盛んに議論された「植民地財政の自立(独立)」という政策上の理念の普通化を帝国主義財政構造から解きあかしつつ、「自立」を保障する日本固有の制度としての「外地特別会計」を誕生させた財政的地盤を分析する必要性を指摘することであり、第二に、現実に展開する植民地財政についての諸研究を検討しながら、財政史研究の主要テーマである経費論、租税論、官業論に対して制度史的アプローチを試みながら残された課題を探ることである。以下順次敷衍していこう。

II

先に紹介したように、米国経済学会編『殖民地財政論』は、当時の列強を揃ってつき動かした財政政策として「植民地財政の自営自存」をあげている。また後年、矢内原忠雄と並び評されることになる植民政策学者・山本美越乃の『増訂 植民政策研究⁽⁶⁾』の第拾章 植民地ノ財政政策（初出は「植民地の財政政策に就きて」『經濟論叢』、1920）も「現今各國ハ植民地財政ノ自給主義ヲ以テ最モ理想的ノモノトナシ、植民地ヲシテ成ルベク母國ニ依存セシムルコトナク、母國モ亦植民地ヲ以テ國庫ノ一收入源ト看取スペカラザル主義ヲトリツツ」あり、この「自給主義」の代表はイギリスであるとしたうえで、これと反対の「補助主義」を採用していたフランスも「一九〇〇年ノ新財政法ニ依リテ從来ノ方針ヲ改メ、植民地ニ對スル財政上ノ主義ヲ確立スルニ至レリ…母國植民地間ノ財政的關係ヲ能ウ限リ自給主義ニ依ラシメンコトヲ定メタリ⁽⁷⁾」と記している。

一般的にいって、ある時代にはその時代を代表する財政政策・思想が存在し、深刻かつ広汎な影響力をもつ。そしてそれは、世界史的な資本蓄積の有様によって規定されている。世紀転換期に、特定の基準ないしは目標をもった理念・思想=「植民地財政の独立」がうまれることの意味をどう考えるのか、それは帝国主義的財政構造の成立とどのように結びつくのか。このように問題は発展していく。さらに、日本の場合もこの「原則」を内在化しつつ植民地財政の制度化が図られる。台湾領有を契機とする「外地特別会計」の成立がそれである。ここでも、財政当局が「植民地財政の独立」を政策目標として充分に意識していたことは次のような史料からも窺える。

「此特別会計〔台灣總督府特別会計〕法ヲ提出致シマシタ理由ニ就キマシテハ…〔台灣の会計を担当していた臨時軍事費特別会計が明治28年3月に終了し〕、二十九年度カラハ何ントカ別ノ方案ヲ拵ヘネバナラヌノデ、其ノ時ニ既ニ特別会計ヲ施行スルノハ如何デアラウカト云フ詮議ガ政府デハアリマシタ、〔そして29年度はとりあえず一般会計で処理されることになったのであるが〕何分其制度ガ異ナリマスルガ故ニ…会計事務ノ上ニ於キマシテモ特殊ノ法ヲ執ラナケレバナラスト云フ必要ガ起ツテキタ…ソレニ就テハ政府ニ於キマシテモ此英國ノ領地ノ制度デアルトカ、或ハ仏國ノ領地ノ制度デアルトカ云フモノニ就イテ稍々調べ得ル丈ハ調べテ見マシタ、先づ此領地ト云フモノノ経済ト云フモノハ、此領地ノ収入ヲ以テ支弁シテ行ク、固ヨリ国防其他ノコトハ幾分ノ取除ガアル、斯ウイフコトデ、ソコデ此台灣總督府特別会計法案モ此ノ精神並ニ方針ヲ以テ特別会計ヲ設置シタ」⁽⁸⁾（第十回帝国議会衆議院台灣總督府特別会計法案審査特別委員会における阪谷芳郎主計局予算課長の説明）。

要するに、日本の場合は、「財政独立」を達成する手段として「特別会計」制度を設置したという説明である。この点をふまえつつ、矢内原忠雄は『帝国主義下の台湾』（1929年）で、明治38年からの本国一般会計補充金の台湾財政への繰入廃止という周知の事実をもって「台湾財政独立のかくも早く到達せられしは我植民政策上の成功であると言はねばならない⁽⁹⁾」と賛美した。矢内原のこの評価も「植民地財政の独立」という一定の政策目標が念頭にあったからであろう。矢内原のこの指摘以来、植民地財政を、特に台湾財政を論ずる際には必ずといっていい程「財政の

独立」がひきあいに出されてきたのである。最近の財政史あるいは植民地経済史研究においても、能地清「日清・日露戦後経営と対外財政 1896—1913⁽¹⁰⁾」や森久男「台湾総督府の糖業保護政策の展開⁽¹¹⁾」が植民地財政政策としての「財政独立案」(「朝鮮財政自立計画」あるいは「台湾総督府二〇年間財政計画」)に言及しつつ、これらを達成する方策としての「殖産興業政策」(森)ないしは「経済開発政策」(能地)の意義を論じている。すなわち、こうした経済政策の展開は税源涵養の効果をもち、植民地財政の歳入増加に寄与することによって本国財政からの自立(=補充金の返上)を速めるためのものであると論じたのであった。

確かに、財政政策の目標はその線で進められていくのかもしれないが、ここで留意すべきは「財政の独立」という法制上の理念・根柢を現実化するために採用された「外地特別会計」という制度それ自体である。

私がここでかかる問題を提起するのは他でもない、当時「外地特別会計」の濫觴である台湾総督府特別会計をめぐる帝国議会での審議の際に、特別会計法施行の合理性をめぐって活発な論議がたたかれられているからである。例えば同会計法案に反対する立場から、特別会計にするはどうしても一般会計ではできないという理由がなければならないが台湾にはそういう理由がない(武井守正・貴族院)とか、会計というものは人情風俗が異なるために特別法を施行せねばならないという理由はない(草刈親明・衆議院)という発言⁽¹²⁾が相次いでいるのである(第十回帝国議会)。すなわち、これらの主張は「財政独立」という政策目標と「特別会計」という制度が結びつく必然性を政府に糾しているのである。結局、同法案は大蔵当局のいう会計技術上の理由を楯に可決されてしまうであるが、われわれはそのような理由をもってこの問題を片づけてしまうことは到底できない。すなわち明治22年2月制定の「会計法」第30条は「特別ノ須要ニ因リ本法ニ準拠シ難キモノアルトキハ特別会計ヲ設置スルコトヲ得」としているが、これを他面からみれば、特別会計は国家の権力目的や財政上の都合によって設置、改廃ができるということを意味しているのである。「財政独立」という特定のイデオロギーを許容しつつ、それを「外地特別会計」という特殊=日本の制度によって具体化せんとするに至った財政的経済的諸条件をこそ問わねばならない。この点の解明こそが成立期日本帝国主義財政の構造的特質の一端を剔出することに

繋っていくのである。

III

IIでは、日本植民地財政史研究において、「外地特別会計」制度成立の母体となった日清戦後財政の内在的分析が今後究明されねばならない大きな課題として残されていることを指摘した。次の作業は、個々の植民地に展開した財政現象に関する研究を整理することによって、植民地財政の現実の動きを過去の研究がどのように押さえてきたかを検証しながら、それらの方法上の問題点を克服する手懸りを探りだしながら、今後究明すべき課題を提示することである。

植民地財政が植民地を舞台に展開されるものである以上、過去の植民政策史あるいは植民地経済史研究がその様相について何らかの形で触れているのは当然であるが、方法論上、植民地支配の問題と関連付けて財政分析の必要性を最初に提起したのは浅田喬二氏である。氏はいわゆる植民地経済支配の基礎構築の「三本柱」の一つをなすものとして、「鉄道支配」「土地支配」と並んで「金融・財政支配」を挙げている⁽¹³⁾。私が考えるに、この方法論の有効性は、むしろ、帝国主義国が例えれば朝鮮・中国といった政治的独立国の植民地・半植民地化を画策する際の継起的・重層的手段として押さえるところにある。つまり、「三本柱」を帝国主義国が与えられた国際環境の中で自らの主体的諸条件に規定されつつ、支配の対象とする諸地域の歴史的・社会的諸条件をも考慮に入れながら支配を深めてゆく際の「選択肢」と考えていくのである。

従って被支配地域に支配国の権力が形成されて活動を行う際の「財政支配」は、もはや「経済支配」という局面に限定されることなく、権力的＝政治的支配というより広汎な機能の中で問題にされねばならない。

国家権力の「先導的役割」を果たしたものとして財政活動に着目し、「併合」初期～1930年代初頭の朝鮮財政を論じたのが堀和生「朝鮮における植民地財政の展開⁽¹⁴⁾」である。堀論文は、「併合」初期～積極政策期～緊縮方針期における朝鮮財政政策の形成をめぐる「日本本国と朝鮮の各政策担当者間の意見の相異と矛盾」に目を向けながら、朝鮮財政の貧弱性と本国財政資金への従属性を強調している。

ところで、同論稿の財政分析の手法は終始政策論的である。すなわち、財政政策の展開を当局者の意図を通して時系列的に跡づけながら、その帰結を新たに矛盾を孕むものとして理解するのである。かかる手法は朝鮮財政と本国財政の政策的一体性を論じるには適合的ではあるが、同時に、経費や租税の計数的動きといった現実の財政現象の俯瞰的把握という手法も補完的に導入されねばならない。

この財政（ここではその一側面としての経費をとりあげる）の俯瞰的分析というある意味では常識的・古典的手法が「國家の骨格」（ゴルトシャイト）を客観的に写しだすということは、従来の植民政策・植民地支配政策史研究では必ずしも明確に意識されてはこなかった。例えば朴慶植氏の労作『日本帝国主義の朝鮮支配⁽¹⁵⁾』をとりあげよう。同書は表題のとおり「併合」から敗戦までの日本帝国主義による朝鮮支配政策を、「1910年代の武力支配政策」「1920年代の民族分断化政策」「1930—45年の兵站基地化政策」という時期区分をふまえつつ、産業・財政・金融・司法・警察・教育・イデオロギー等広範囲にわたって追究したものである。どの時代に、いかなる政策が行なわれたのかをいわば辞書を繰るよう調べるには便利な書物ではあるが、明らかにされた諸支配政策のベクトルのあり方、あるいはまた政策総体の段階的変容過程、すなわち権力の軌跡が今一つ鮮明ではない。そこで、そうした限界を克服するものとして経費論が登場するのである。

植民地経費論では、本国と植民地との経費の負担区分を踏まえて植民地における日本資本主義の展開にどのような影響を与えたかが中心的な課題となる。先ず、経費の量的・質的变化を知る方法としては、①組織別・機関別分類、②機能別・目的別分類、③経済的性質別分類という三つが知られており、そのうち②が最も旧くからとりあげられてきている。例えば朝鮮については、戦前すでに小田忠雄「併合初期における朝鮮総督府財政の発達⁽¹⁶⁾」、同「文化政治期における朝鮮総督府財政の発達⁽¹⁷⁾」が著されている他、戦後になると、元朝鮮総督府財政局長・水田直昌執筆による『日本人の海外活動に関する歴史的調査⁽¹⁸⁾』の朝鮮財政篇、『総督府時代の財政⁽¹⁹⁾』および『昭和財政史⁽²⁰⁾』旧外地財政・朝鮮の財政編がこの作業を行っている。また拙稿「日本植民地財政の展開と構造⁽²¹⁾」は、これらに共通した15項目の経費分類（李王家歳費・中央行政費・法

務費・地方行政費・警務費・医務衛生費・文教費・財務費・勧業費・福祉施設費・国債諸費・涉外施設費・災害復旧費・土木費・營繕費)を植民地権力の役割という点に留意して、一般行政・司法警察・社会資本・教育・産業経済と五つに単純化のうえ総括してグラフ化している。尚、拙稿では前記の諸作業とは異なり官業関係費は分類からはずしてあるが、この意味は後にふれる。台湾の経費については、『昭和財政史』の分類は行政費・教育費・調査試験費・事業費・その他となっており余りに粗すぎる所以拙稿のグラフ方が具体的にイメージをつかみやすいであろう。

③の経済的性質による分類とは、いわゆる国民経済計算の方法を植民地に適用して、植民地における政府活動の経済的機能を「経済成長」との関連で明らかにしようとするものである。溝口敏行『朝鮮・台湾の経済成長一物価統計を中心にして—⁽²²⁾』は、周知の $G N P = \text{個人消費支出} + \text{民間総資本形成} + \text{政府の財貨・サービスの購入}$ (全財政支出 - 移転支出) + 海外経済余剰(輸移出 - 輸移入)なる公式の各項目の計数を整理しながら、政府の財貨・サービスの購入(政府消費) = 経常購入 + 資本形成について得られた数値によって次のような論点をうちだしている。
(a)台湾・朝鮮とも比較的スムーズな政府消費の増加がみられるものの、台湾では1904—14年に「反乱対策」費の増加によって異常な「山」が検出できる(後半部分の指摘については、先の②の分類による分析においても警察費の突出がみられる)、(b)資本形成は台湾・朝鮮ともかなり激しい周期的変動が観察され、その原因は災害復旧費の支出に求められるとともに、朝鮮での資本投下は「民衆の福祉とは関連の少ないものであった」。また(b)の政府資本形成については、江見康一「台湾の資本形成⁽²³⁾」があり、そこではじき出された数値は溝口推計とほとんど一致することが確認されている。

②および③(①は②の補足となろう)によって経費の絶対額と相対額の時間的变化を追うことができる。これを踏まえて、次に植民地の経済社会に対して経費支出がどのようなインパクトを与えたかが問題となる。

植民地経費の、その経済社会に対する効果を初めて問題にしたのはやはり矢内原忠雄であろう。彼は『帝国主義下の台湾』第二章第四節「財政と資本主義化」で次のようにいう。「台湾財政の独立発展は主として産業の資本主義的振興に由ると同時に、財政そのものが又資本主義の発達

を促進した処も少くない」、とりわけ財政支出は「台灣における資本家的企業の勃興に貢献したる処は極めて大であった」。第一に、糖業補助金は新式製糖会社を保護した。第二に、鉄道・築港・水道・水利事業は「近代的産業発達の基礎的準備事業」である。第三に、電気事業と官営林業は民間資本の經營を総督府が買上げることによって前者（民間資本）を保護した。第四に、林野調査、「五カ年計画理蕃事業」は「林野及蕃界資本主義化の基礎的事業」である。とりわけ林野調査事業は林野の所有権を確定し境界を明確にすることによって資本誘引・資本家的企業進出の途を開き、その結果、三菱・三井等が巨大な土地集積を行っていった。このように、矢内原は台灣の「資本主義化」という概念を駆使しつつ、財政支出が糖業を基軸とする台灣經濟の「資本主義化」を促進することによって、反作用的に台灣財政を「富裕」にし、その結果「財政独立」を早める効果をもったと論じたのであった。矢内原のいう「資本主義化」概念は、塗昭彦『日本帝国主義下の台灣』（1975年）で、台灣經濟の植民地的再編を「土着資本＝地主制」を考慮外において論じているとして批判されている。塗氏のこの批判＝問題提起は植民地支配の問題を考える場合落とすことのできない論点であるが、ここで問題にしている経費支出のうちの産業経済費の現実的機能分析においても、日本資本の蓄積の促進と「土着＝在来経済機構」の再編が重要な視角となろう。

朝鮮については、経済過程への関わりという点でいえば、林炳潤『植民地における商業的農業の展開⁽²⁴⁾』が財政支出としての「灌漑開墾工事費補助」（いわゆる「産米増殖計画」関係費）が「眞に補助金を必要とする小規模の地主か農家」ではなく、「中規模以上の地主」とりわけ日本人地主に流れたと指摘している。その結果「韓国人地主の衰退に迫車がかけられた半面、日本人地主はますますその優勢を拡大していったのである⁽²⁵⁾」。

要するに、矢内原以来の植民政策史研究は、台灣の糖業（そして米）、あるいは朝鮮の米作モノカルチュア経済の成立・展開に対する経済政策の促進的役割を指摘し、その貨幣的＝物資的基礎として財政支出がとりあげられてきたのであった。だが、財政史の経費論としてはこれらの方針はやはり一面的といわざるを得ない。何故なら植民地権力のいわゆる「経済的力能」としての財政活動（ここでは経費支出）は、かかる産業

経費の支出だけではなく、経費総体を視野に取りこみつつ、論じられねばならないからである。つまり、警察費、教育費⁽²⁶⁾、社会資本関係費等についても産業経費と密接かつ有機的な関連の下にその動き、機能が分析されねばならないのである。先にあげた②の分類による動きを概観しても、植民地経費は日本資本主義・帝国主義による植民地政策の深化に対応し外延的・内包的に膨張傾向を示しており、その膨脹メカニズムの解明こそが植民地経費論の主要課題となるべきである。

一方、この経費支出の支えとなるのがいうまでもなく租税、公債および補充金・借入金であるが、重要度の大きさの割に研究がないのが租税論である。例えば先にあげた「経済成長」論の財政論も租税論が欠落しているために構造分析としては一面的なものになっている。

加えて租税論にしても経費論にしても、その分析は制度論（史）的視角を抜きにしては論じえない。この点を強調してこの項を終えよう。まず経費分析であるが、行政費、警察費、産業関連費等はその大部分が支出法の裏付けを持っている。例えば行政費は各種官制及給与法令に、経済関係補助金は補助法令に準拠して支出が行なわれる。換言すれば、それらの諸法令の内容を緻密に検討することによって経費の実態—どこに、どのようにして財政資金が流れるのか、またその資金はどのような効果をもつかーが解明される。同様に租税についても、課税物件・課税標準・税率・罰金制度、そして徴税機構等の租税諸制度の分析が不可欠である。租税構造のもつ現実的機能はこうした方法によって全面的に腑分けされるのである。

最後に官業論について一言だけふれておこう。日本の植民地経営における官業部門の地位の大きさは今さら指摘するまでもない。ただここで注意しておかねばならないのは、会計制度論の常識からいって、官業を一般行政部門と同次元に並列してその大きさを論じても意味がないということである。というのは、官業は資本主義発達史では国家資本とよばれる機構なのであるが、自ら労働者を雇用し市場経済組織と密接な関連をもって遂行される事業体であり、その意味では財政主体としての政府とその行政行為一般から多かれ少なかれ独立した存在だからである。

朝鮮の鉄道、台湾の専売、閩東州の通信、樺太の森林・鉄道、南洋群島のリン鉱採掘というような地域的に特色をもつ具体的な官業の財政分

析はほとんど未開拓の分野である。朝鮮の鉄道については、戦前、時論風ではあるが高橋亀吉『現代朝鮮経済論⁽²⁷⁾』、鈴木正文『朝鮮経済の現段階⁽²⁸⁾』がその収益性の低さを先駆的に指摘しており、拙稿「日本植民地下における朝鮮鉄道財政の展開過程⁽²⁹⁾」はこれらの指摘を踏まえつつ、財政のあり方を朝鮮の植民地経済機構と連関させながら、1910~20年代の低収益性が30年代後半からの「軍事的工業化」によって逆転し、鉄道財政が総督府財政全体を潤していくことを立証した。台湾の専売については、ここでも矢内原忠雄が『帝国主義下の台湾』で「台湾財政独立政策の重要な一中心は財源を専売に求めたる点である……専売收入は最も隠蔽せられたる財政的負担として主要財源とせられる」(第二章 第四節)と指摘している他、北山富久次郎「『豊かな』台湾の財政⁽³⁰⁾」が「台湾の専売收入は官業收入総額中圧倒的巨額であり……『豊かな』財政との関連において官業收入を見る、換言すれば、台湾に於ける官業の財源的価値を明にしようとすれば専売事業の純益を検討しなければならない」と同様に記している程度であって本格的な研究が樺太の森林事業と共に待たれるところである。

かくして、植民地財政史研究の重要な一側面となるべき財政構造のもつ機能分析においては、予算・会計制度・租税・経費・官業・地方財政といった個別研究を総合しつつ、世界史的規定性をうけた日本資本主義・帝国主義の蓄積機構の補強、在来=土着経済社会の破壊・再編のあり方が究明されねばならない。そして、その場合、長期的趨勢としては日本植民地財政は権力の物質的基礎として当該経済社会構造に対して種々の形態でインパクトを与えるのであるが、裏面からいえばこの過程は財政が自らの活動の根源一典型的には「税源」一を益々涸渇させていく、にもかかわらず植民地支配を不斷に強化していく宿命を帯びて自己を肥大化させるという“矛盾”をかかえ込むことではなかつたか。ここにこそ、植民地における財政現象の本質が隠されているように思われる所以である。

(1985.12.7)

[注]

- (1) 同書の緒言は1900年に記されている。
- (2) 明治大学出版部刊。
- (3) 同誌第29巻第11、12号。

日本植民地財政史研究の方法をめぐって

- (4) 東洋経済新報社, 1962年。
- (5) 「大内兵衛著作集」(岩波書店, 1974) 第1巻, 183頁。
- (6) 弘文堂書房, 1923年。
- (7) 同上書, 353—54頁。
- (8) 同委員会(明治30年1月28日)速記録。
- (9) 同書, 92頁。
- (10) 「経済学研究」(東大)第23号, 1980年。
- (11) 台湾近現代史研究会編『台湾近現代史研究』創刊号(龍溪書舎, 1978年)所収。
- (12) 「帝国議会誌」第4巻, 45・318頁。
- (13) 「日本植民史研究の現状と問題点」(『歴史評論』1975年4月号), 同「日本植民史研究の課題と方法」(『同上』1975年12月号)。
- (14) 飯沼二郎・姜在彦編『植民地朝鮮の社会と抵抗』(未来社, 1982年)所収。
- (15) 青木書店, 1973年。
- (16) 京城帝国大学法文学会編『朝鮮經濟の研究』第三, 岩波書店, 1938年)
- (17) 同上編『法学会論集』篇14冊第1号, 1943年。
- (18) 大蔵省管理局, 1947年。
- (19) 水田監修, 友邦シリーズ第19号, 1974年。
- (20) 大蔵省昭和財政史編集室編, 1961年。
- (21) 「社会経済史学」47巻6号, 1982年。
- (22) 岩波書店, 1975年。
- (23) 篠原三代平・石川滋編『台湾の経済成長』(アジア経済研究所, 1971年)所収。
- (24) 東大出版会, 1971年。
- (25) 最近の植民史研究では、日本人地主のみならず、全面的な没落をまぬがれて総督府権力と新たな対応を行っていく朝鮮人地主の役割に研究の光があたりつつある(例えば堀和生「日本帝国主義の朝鮮における農業政策」『日本史研究』171号, 1976年所収)。
- (26) 教育費については地方財政との関連でとりあげる視角が不可欠である。植民地の地方財政論は在来の経済社会構造と植民地権力との接点が最も近い部面にメスを入れることになるから興味ある論点が発見できそうである。
- (27) 千倉書房, 1939年。
- (28) 岩波書店, 1938年。

北 星 論 集(經) 第 23 号

- (29) 「經濟學研究」(北大), 34卷 4号, 1985年。
- (30) 台北帝国大学文政学部「政学科研究年報」第一輯, 1934年。